

No.	20	
原告(団)	阿武隈の自然との共生者の原発事故損害賠償を求める会 (略称: 阿武隈会)	
代表者	佐野 強(連絡担当)	
原告数合計)	30世帯61名	
原告の属性	田村市都路町のうち旧緊急時避難準備区域にあたる地域に自然との共生生活を求めて移住してきた者	
訴訟名	阿武隈会訴訟	
提訴日	第1次 平成26年3月10日 第2次 平成27年3月27日	
原告数	第1次 21世帯44名 第2次 2世帯3名 第3次 6世帯12名 第4次 1世帯2名	
裁判所	東京地方裁判所	
被告	国・東電	
弁護団	東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団	
弁護団HP	http://ghb-low.net/	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	・自然との共生生活等喪失慰謝料(自然との共生生活や、自給自足の生活、第二のふるさと、終の棲家をうばわれたことに対する慰謝料)として、1000万円。
	実損害	・財物損害(土地に関しては購入価格。 住居に関しては購入価格、建築価格。 セルフビルドの場合は建築士による建築価格の推計。 家財に関しては、購入価格、市場価格。) なお、旧緊急時避難準備区域であるが、全損評価を求める。 ・固定資産税相当額の損害。 ・弁護士費用

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。